

グループホームあんのん重要事項説明書

当事業者は介護保険の指定を受けています

当事業所はご利用者に対して指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援2」「要介護」と認定された方が対象となります。

☆☆目次☆☆

◎ 事業者	－ 1 －
◎ 事業所の概要・職員の配置状況	－ 2 －
◎ サービス内容と利用料金	－ 3 ～ 4 －
◎ 外出、外泊の届出について・退居時について 苦情の受付について・協力医療機関・ 非常災害対策・事故の対応について 身体拘束の禁止について	－ 5 －
◎ 虐待の防止について・ハラスメント対策・その他	－ 6 －

1.事業者

(1)法人名	医療法人社団 洋和会
(2)法人所在地	石川県野々市市新庄2丁目10番地
(3)電話番号	076 - 248 - 7575
(4)代表者氏名 理事長	池田 太一郎
(5)設立年月	昭和 62年 4月

2.事業所の概要

(1)事業所の種類 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(2)事業所の目的

様々な症状を呈する認知症高齢者に対し、最適な環境の中でケアスタッフと共に残存機能を活用した共同生活を営むことによって、認知症の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ認知症高齢者に安定した健康で活力ある生活を送っていただけるよう支援し、認知症高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(3)事業所の名称 グループホーム あんのん

(4)事業所の所在地 石川県野々市市新庄2丁目14番地

(5)建物の構造 鉄骨耐火構造4階建 (2181,21㎡)

(6)電話番号 076 - 246 - 7700

(7)事業所長(管理者) 氏名 谷口 奈津子

(8)当事業所の運営方針

介護保険法の理念に基づき、家庭的な環境のもとでご利用者が自立した生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

また、事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスの提供に努める。

(9)開設年月 平成13年 3月 1日

(10)入居定員 1ユニット9名 (4ユニット 合計36名 全室個室)

3.職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、1ユニットにつき介護計画作成担当者を含む3名以上の介護職員を配置いたします。

[ユニット別職員の配置]

1ユニット	計画作成担当者	1名	介護職員	5.8名以上
2ユニット	計画作成担当者	1名	介護職員	5.8名以上
3ユニット	計画作成担当者	1名	介護職員	5.8名以上
4ユニット	計画作成担当者	1名	介護職員	5.8名以上

[職員の勤務形態] 1ユニット

早番勤務	(午前6時30分～午後3時30分)	1名
日勤勤務	(午前8時30分～午後5時30分)	1名以上
遅番勤務	(午後1時00分～午後10時00分)	1名
夜間勤務	(午後10時00分～午前6時30分)	1名

4. 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担していただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常 9 割)が介護保険から給付されます。

[サービス内容]

- ア. 入浴、排泄、食事、更衣等における必要な介護
- イ. ご利用者の日常生活上での世話
- ウ. ご利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援
- エ. ご利用者又は契約代理人からの相談及び必要な支援

「緊急時の対応」

サービス利用中にご利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、ご利用者及び身元引受人が指定する医療機関等や又は、併設の池田病院へ緊急に連絡致します。

[サービス利用料金(1 日あたり)]

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担)をお支払い下さい。
(上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

() 内の金額は 2 割負担の方の自己負担額です
「 」 内の金額は 3 割負担の方の自己負担額です

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	7,490 円	7,530 円	7,880 円	8,120 円	8,280 円	8,450 円
2. サービス利用に係る自己負担額	749 円 (1,498 円) 「2,247 円」	753 円 (1,506 円) 「2,259 円」	788 円 (1,576 円) 「2,364 円」	812 円 (1,624 円) 「2,436 円」	828 円 (1,656 円) 「2,484 円」	845 円 (1,690 円) 「2,535 円」

* 若年性認知症利用者受入加算

1 日につき 120 円(240 円)「360 円」を加算

* 初期加算(入居した日から 30 日以内)

1 日につき 30 円(60 円)「90 円」を加算

* 医療連携体制加算 I (ハ)(要介護者のみ)

1 日につき 37 円(74 円)「111 円」を加算

* 協力医療機関連携加算

1 月につき 100 円(200 円)「300 円」を加算

* 高齢者施設等感染対策向上加算 (I)

1 月につき 10 円(20 円)「30 円」を加算

* 退居時情報提供加算	1回につき250円(500円)「750円」を加算
* 退居時相談援助加算(1回まで)	1回につき400円(800円)「1,200円」を加算
* 入退院支援に関する加算	1月に6日まで246円(492円)「738円」を算定
* 栄養管理体制加算	1月につき 30円(60円)「 90円」を加算
* 科学的介護推進体制加算	1月につき40円(80円)「120円」を加算
* 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月につき10円(20円)「 30円」を加算
* サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき 6円(12円)「 18円」を加算
* 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	算定した単位数の1000分の178

(2)介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料の全額がご利用者の負担となります。

[サービス内容と利用料金]

- ① 食事の材料の提供(食材料費) ・食事 1日につき 937 円
- ② 水道光熱費(年間通して同額) ・1日につき 402 円
- ③ 室代 ・1日につき 1,222 円
- ④ おむつ代 実費 ・種別別袋単位
- ⑤ 理美容代 実費 ・カット 2,916 円 ・毛染め 6,500 円
・パーマ 6,500 円 ・毛染め・パーマ 8,640 円
- ⑥ この他、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、そのご利用者に負担させることが適当と認められるものは実費となります。

(3)利用料金のお支払い方法

- ① 前記 4.(1),(2)の料金・費用に関して、毎月 10 日頃に前月の利用料等の請求書を契約者又は契約者代理人に送付致します。支払い方法は、口座引き落としを原則としてお願いしています。
- ② 上記の支払い期日については、前月の利用料を請求書送付月の 22 日(この日が金融機関の休業日である場合はその翌営業日)に指定口座より引き落としとなります。
- ③ 口座登録が完了されていない場合は、専用払込用紙を請求書に同封致しますので、金融機関にてその月の 25 日までに払い込んでいただくことになります。
- ④ 契約者及び契約者代理人の都合により口座引き落としが行われなかった場合は、翌月 12 日(この日が金融機関の休業日である場合はその翌営業日)に再度引き落としを行います。その際にかかる手数料については契約者及び契約者代理人の負担となります。また、郵便払い込みの場合の取扱手数料は契約者及び契約者代理人の負担となります。
- ⑤ 当施設は、契約者又は契約者代理人から①項に定める利用料金の支払いを受けたときは、契約者及び契約者代理人が指定した方に対し、領収書を送付します。領収書の発行は、入金いただいた月の翌月 10 日頃に請求書に同封いたします。

(4)その他

外来診療等を受診した場合は、一部負担金がかかります。

5.外出又は外泊の届け出について

ご利用者が外出又は外泊する場合は、事前にご連絡下さい。

6.退居時について

- (1)ご利用者が退居するときには、事前にご連絡下さい。
- (2)ご利用者が月の途中で退居する場合は利用料については日割りで徴収致します。

7.苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- (1) 苦情受付窓口(担当者)
[職名] 苦情処理責任者 事業所長(管理者)
- (2) 受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

8.協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 洋和会 池田病院
院長名	清水 賢巳
所在地	石川県野々市市新庄2丁目10番地
電話番号	076-248-7222

9.非常災害対策

事業所は、サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講じます。

10.事故の対応について

当事業者は、ご利用者に対する介護保険サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・入居者のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

11.身体拘束の禁止について

当施設は、原則としてご利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12.虐待の防止について

- (1)当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の号に掲げる措置を講じます。
 - ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
 - ②職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (2)当施設はサービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

13.ハラスメント対策

- (1)当施設は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2)利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

14.施設利用にあたっての留意事項

貴重品(メガネ・補聴器を含む)の持ち込みをされた際、紛失、破損等のトラブルには施設としての責任を負いかねます。

15.連帯保証人

連帯保証人は、極度額 100 万円を限度として、利用者と連携して、本契約から生じる利用者の一切の債務を負担するものとします。

16.第三者評価の実施状況

第三者評価の実施 有り 令和 7 年 3 月 25 日
実施機関:バリアフリー総合研究所
評価結果は各フロア受付に設置してあります。

* この重要事項の説明書は、厚生省令第 37 号第 8 条の規定に基づき、利用申し込み者又はその代理人への重要事項説明の為に作成したものです。